

第29回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和7年11月20日（木）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和7年11月20日（木）午前10時00分から午前11時28分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
廣澤 薫推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第5号 非農地判断の件について

報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 今野大地
主任 田口梨沙 主任 松本ひなた

7. 会議の概要

令和7年11月20日（木）【午前10時00分開会】

●局長 定刻になりましたので、第29回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名です。

また、廣澤 薫推進委員にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めましておはようございます。めっきり寒くなって、空気も乾燥してきており、体調の変化もあることと思います。

新聞報道でもありますが、インフルエンザが大流行しているようで、小中学校、高校等で全校休校というところも出ているようですが、予防接種等感染対策をしていただいて、農業委員会総会も出席委員が半数を切ると総会が成立しないということになりかねませんので、体調管理をしっかりとさせていただきたいと思えます。

本日も慎重な審議をお願いしていただきたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、1番 早乙女春香委員、2番 安納^{いちお}一雄委員をお願いいたします。

なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野局長補佐を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（足利市） 自作地 47㌥ 貸付地 25㌥

譲受人 _____（台坪） 自作地 19㌥ 借受地 183㌥
（土地の表示）

壬生町大字藤井 _____ 田 2623㎡

贈与による所有権移転 稼働3人

第2項

譲渡人 _____（宇都宮市） 自作地 371㌥

譲受人 _____（上町） 自作地 460㌥ 借受地 379㌥
貸付地 15㌥

（土地の表示）

壬生町大字羽生田 _____ 田 621㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働6人

第3項

譲渡人 _____（上長田） 自作地 643㌥ 借受地 530㌥
貸付地 15㌥

譲受人 _____（宇都宮市） 自作地 20㌥

（土地の表示）

壬生町大字安塚 _____ 田 515㎡

交換による所有権移転 稼働2人

第4項

譲受人 _____（宇都宮市） 自作地 20㌥

譲渡人 _____（上長田） 自作地 643㌥ 借受地 530㌥
貸付地 15㌥

（土地の表示）

壬生町大字安塚_____ 田 505㎡

交換による所有権移転 稼働3人

第5項

貸人 _____ (上長田)	自作地	643㎡	借受地	530㎡
	貸付地	15㎡		
借人 _____ (上長田)	自作地	643㎡	借受地	530㎡
	貸付地	15㎡		

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____	畑	1345㎡
壬生町大字安塚_____	田	472㎡
壬生町大字安塚_____	田	122㎡
壬生町大字安塚_____	田	505㎡
	合計	2444㎡

10年間の使用貸借権の設定 稼働3人

第6項

譲渡人 _____ (栃木市)				
_____ (神奈川県)	自作地	18㎡		

譲受人 _____ (台坪)	自作地	19㎡	借受地	183㎡
----------------	-----	-----	-----	------

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲_____	田	1831㎡
---------------	---	-------

贈与による所有権移転 稼働3人

第7項

譲渡人 _____ (西部)	自作地	11㎡	貸付地	122㎡
----------------	-----	-----	-----	------

譲受人 _____ (北原)	自作地	152㎡	借受地	609㎡
----------------	-----	------	-----	------

(土地の表示)

壬生町大字羽生田_____	田	1121㎡
---------------	---	-------

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第8項

譲渡人 _____ (北原) 自作地 37㌥
譲受人 _____ (北原) 自作地 895㌥ 借受地 242㌥

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 314㎡
壬生町大字羽生田 _____ 畑 314㎡
合計 628㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働4人

第9項

譲渡人 _____ (上長田) 自作地 239㌥
譲受人 _____ (上長田) 自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 田 1004㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働1人

第10項

譲渡人 _____ (上田) 自作地 10㌥

譲受人 _____ (助谷) 自作地 269㌥ 借受地 889㌥

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 715㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

なお、第1項から第10項案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る11月12日に私と木野内佳代子農業委員、戸崎裕司推進委員と、譲受人の_____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告をいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る11月16日に私と高橋宏治農業委員、早乙女和弘推進委員と、譲受人の_____氏の__の__氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはな

く農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告をいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、関連がございますので第3項案件、第4項案件、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。なお、第5項案件につきましては、先月の総会において、現地調査の結果並びに補足説明をしていただきましたので、現地調査の結果並びに補足説明は省略いたします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項、第4項について説明いたします。

去る11月14日に私と葭葉孝男農業委員、森田 栄推進委員と、第3項については譲渡人の_____、譲受人の_____氏、第4項については、譲渡人の_____氏、譲受人の_____立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告をいたします。

○議長 ありがとうございます。それではまず、第3項案件について質疑に入ります。

す。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 ありがとうございました。それでは続いて、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて第5項案件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る11月12日に私と木野内佳代子農業委員、戸崎裕司推進委員と、譲受人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

去る11月12日に、皆さんの都合が合わなかったため、私と高山ゆき子推進

委員とで現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員(8項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項について説明いたします。

去る11月12日に私と高山ゆき子推進委員と、譲受人の_____氏の妻の____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第9項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

なお、本案件は、_____委員が申請代理人となる事案です。農業委員会法第31条の規定により、議事参加が制限されます。

_____委員は、当該事案の議事にあたり退席することになります。

なお、続く第10項案件も____委員が申請代理人となる事案ですので、第10項案件の議事までの間、____委員には退席いただきます。

○議長 それでは、____委員は退席をお願いいたします。

(_____委員 退席)

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員 (9項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第9項について説明いたします。

去る11月15日に私と鯉沼玲子農業委員、中川義人推進副委員長と、譲受人の_____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。譲受人の_____氏は_____を_____しており、ちょうど端境期に_____に使うネギを自宅隣地の申請地で栽培したいということでこの申請書を提出した次第です。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第9項案件について質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第10項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (10項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第10項について説明いたします。

去る11月12日に私と葭葉孝男農業委員、糸川洋一推進委員と、譲渡人の____氏、譲受人の____氏の立会いのもと現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件を満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第10項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、____委員は席にお戻りください。

(____委員 着席)

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明 (今野農地調整係長)

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

まず、事前送付しておりました資料の第1項案件につきまして、資料が整わないため、今回は保留としてほしい旨、申請者より申し出がありました。このため、第2項案件を第1項に繰り上げ、本日当該ページ差替えの資料を配布しております。

第1項

申請人 _____ (今井)

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙_____	田	688㎡
壬生町大字壬生乙_____	田	772㎡
壬生町大字壬生乙_____	田	1722㎡のうち 659.51㎡
壬生町大字壬生乙_____	田	2221㎡のうち 820.72㎡
壬生町大字壬生乙_____	畑	39㎡
	合計	5442㎡のうち 2979.23㎡

農地改良 6か月間の一時転用

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る11月14日の

調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の2番 安納 ^{いちお}一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 2番 安納 一雄 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る11月14日金曜日に、私と高橋宏治委員、大関孝男委員、中川義人推進副委員長、廣澤 薫推進委員、岡 洋子事務局長、今野大地局長補佐、松本ひなた主任の8名で調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から西へ約350mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、申請地は現在、四方の地盤に比べ30cmから60cmほどの段差があり、農地として使用するのに危険が伴います。今後、農地として使用するため、四方と同等の高さに埋土を施すための転用申請となります。

事業資金__万円は融資で対応するため、融資先の残高証明書及び融資証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、農地改良のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

● 4番 刀川 正己 委員

この申請人はこの申請した農地で何か作物を作っているのですか。

●事務局（今野大地局長補佐）

計画では、農地改良後、葉物野菜を栽培する予定になっております。

● 4番 刀川 正己 委員

現況はどうなのですか。

●事務局（松本ひなた主任）

現況では何も耕作されていない状況です。

○議長 以前はナス等を作っていたのですが、2、3年で_____してしまいましたので。

●8番 琴寄 成人 委員

客土をする場合は、県で調べた土でないと搬入出来ないことになるのですか。

●事務局（今野大地局長補佐）

そうなると思います。産業廃棄物のようなひどい土ではないと思います。

●8番 琴寄 成人 委員

それでは、ある程度の土は入ってくるのですね。

●2番 安納 一雄 委員

まず表土をめくって、客土してまた表土を戻すということになります。

ここは7、8年前に_____で、そこに_____しているので、_____ではないかと思います。ただ_____は_____ということなので、特に問題はないかと思います。

○議長 その他に何かご発言のある方はいらっしゃいますか。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議

題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

貸人 _____ (下馬木)

借人 _____ (国谷南)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 479㎡

店舗駐車場敷地 20年間の使用貸借権の設定

第2項

譲渡人 _____ (あけぼの)

譲受人 _____ (あけぼの)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 492㎡

壬生町大字国谷 _____ 畑 3.09㎡

合計 495.09㎡

資材置場及び進入路 売買による所有権移転

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る11月14日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の2番 安納 一雄 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ11月14日金曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南へ約400mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は隣地で_____の経営を行っています。

経営が軌道に乗ったことにより、現在の駐車場ではスペースが足りなくなってしまったため、__が所有する隣接農地を駐車場として転用する申請となります。

事業資金約750万円は、__からの融資で対応するため、融資証明書と__の金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 2番 安納 一雄 委員

●2番 安納 一雄 委員 (2項案件について報告)

次に第2項案件について報告します。

申請地は、_____から北へ約700mに位置しており第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は自宅兼本店事務所となる隣地で、_____を生業とする法人を営んでおります。現在、業務が増えている状況で、業務拡張を続けるためには業務資材を保管する場所が必要であることから、隣接農地を購入し、資材置場へ転用する申請となります。

事業資金_____万円は自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当することから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明(今野農地調整係長)

それでは議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書9ページから13ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が18件、面積合計が101,242.43㎡となっております。

議案書14ページから17ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請

が14件、面積合計が59,083㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長 ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 では、私からいいですか。

この議案書の資料で各筆明細の備考欄に皆新規となっているのですが、今までの継続で、新たに農地バンクを通すので、手続きのし直しということで新規という扱いになっているのですよね。もちろん新規の場合もあるのでしょうか。

●事務局（今野大地局長補佐）

はい。今まで利用権でしたが、期限が切れて、新たに農地バンクを通して貸借をする場合は、新規という扱いになります。

○議長 そうすると今後しばらくはこの新規扱いが続くということですよ。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員

資料の14ページの_____さんと_____さんの使用貸借の件なのですが、令和8年から令和17年という期間ということですが、この農地は売買になっていませんか。

●事務局（田口梨沙主任）

今、確認してみます。

（田口梨沙主任、確認のため退席）

（田口梨沙主任 着席）

●事務局（田口梨沙主任）

先ほどの農地利用集積等促進計画の件についての、琴寄委員からの質問です

が、やはり売買と重なっている案件も含まれていました。利用権の設定を受ける____さんの営農計画にも関係があるのですが、売買で所有権が公社移転する間までは、使用貸借を結んで、途中で解約して売買に切り替えるということです。

●8番 琴寄 成人 委員

ということは、売買の際には契約を解除しなくてはいけないということですか。

●事務局（田口梨沙主任）

売買契約の前までは使用貸借契約で、売買契約の際に使用貸借契約を解除して、売買契約をするということになります。今までも借りていたもので、そのような形にしないと、____さんの営農計画が途中で切れてしまいますので。

○議長 それでは、先ほどの____さんの件については、事務局説明のとおりですので、了解していただきたいと思います。
その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」について、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第5号「非農地判断の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第5号「非農地判断の件について」、ご説明します。今回は案件が2件となります。

第1項

所有者 _____ (助谷)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 1 5 0 9 m²

第2項

所有者 _____ (上田)

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 畑 9 2 2 m²

壬生町大字上田 _____ 畑 7 4 7 m²

合計 1 6 6 9 m²

1項の案件につきましては、助谷の _____ さんという方が所有する助谷の土地になります。

土地は議案書に記載されている通りで、面積が1,509 m²となっております。

こちらの筆につきましては、対象地全域にわたってかなり高い竹の木が生えており、本日お配りしました、『議案第5号第1項資料』のとおり、完全に山林のような状態となっております。土地の所有者の _____ さんと、隣接地を耕作する方から、非農地化について相談があったものですが、この場所については、農地パトロールでずっと再生利用不可能であると見てきた土地であります。

今年の9月26日に助谷地区の農地パトロールで、刀川農業委員、糸川推進委員とで利用状況を調査していただき、改めて再生利用が困難な状況であることを確認していただきましたので、今回非農地判断として議題に挙げさせていただきましたので、今回非農地判断として議題に挙げさせていただきました。

次に2項の案件につきましては、上田の _____ さんが所有する土地ですが、土地は議案書記載のとおり面積は合計で1,669 m²となっております、こちらも先ほどの助谷の土地と同じように、かなり高い竹の木が対象地全域にわたって生えており、森林化している状態であります。写真は、本日お配りしました『議案第5号第2項資料』をご参照ください。こちらにつきましても、土地所有者の _____ さんと隣接地を所有する方から、非農地化について相談をいただきました。9月30日の上田地区の農地パトロールにおいて、大関農業委員、廣澤推進委員、佐藤推進委員とで利用状況を調査していただきまして、再生利用が困難な状況であることを確認していただきましたので、今回非農地判断として議題に挙げさせていただきました。

説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明に関して、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号『非農地判断の件について』は、非農地と判断し、非農地通知をすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号『非農地判断の件について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の19ページのとおり2件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、私が担当地区委員ですので、現地調査の結果報告をいたします。

●10番 大橋 好一 会長 (1項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る10月14日に、私と戸崎裕司推進委員と、行政書士立会いのもと現地を確認してまいりました。自宅のすぐ前がこの申請地になっており、太い木が植わっており、住宅敷地と一体として使用していたということを確認してまいりました。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件について、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員 (2項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第2項の件についてご報告いたします。私と中川義人推進副委員長と、現地を確認してまいりました。現状は自宅の裏手になっており、70年間ほど宅地として利用されており、非農地証明を交付してやむを得ないと思います。

○議長 ただいまの2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の20ページから26ページのとおり23件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の27ページのとおり1件の届出がございました。

これについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、先月の農業委員会総会の事務連絡にて説明させていただきましたが、国の『地域計画変更マニュアル』の改訂に伴い、町から農業委員会を含めた関係機関への聴取が必要とされていた今までの取扱いから、「関係者への事前調整をもって、関係者の意見聴取を行ったものとみなす。」と簡易的な取扱いが可能となりました。町農政課において今月以降取り扱いを変更したことから、農業委員会への意見聴取（事前調整）については、事務局長専決で回答し、総会において報告する取扱いとさせていただきます。

改めまして、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の29ページのとおり1件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業

委員会に意見聴取ということで事前調整を求めるものです。

転用目的は、住宅敷地となっており、30ページに該当農地を示す位置図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第29回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前11時28分閉会】

会長 大橋好一

1番 早乙女春香

2番 安納一雄